

みやぎ学校安全基本指針（概要版）

永遠に語り伝えたい命のメッセージ

- 「卒業生代表の言葉」「学校長式辞」「震災にあった教諭の講話」「子どもたちの学びを支えた通学支援」等
- 「東日本大震災、その時、幼稚園・学校は」
 - 幼稚園：「卒業式の日」「職員間・地域との連携」
 - 小学校：「日頃からの会話」中学校：「力となった中学生」
 - 高等学校：「避難と重要書類保持の両立」「『命を守る砦』となった保健室」
 - 特別支援学校：「子どもの笑顔を震災後初めてみた」「天国の友達へのメッセージ」

第1章 東日本大震災

I 東日本大震災の記録

- 1 巨大地震の概要 地震名：平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震 ※災害については「東日本大震災」
発生年月日：平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日 14 時 46 分
- 2 被害概要
 - 人的被害 全 県：死者 9,527 人, 行方不明者 1,394 人 (H24.9.19 警察庁緊急災害警備本部)
 - 学校関係：(児童生徒等) 死者 394 人, 行方不明者 36 人 (教職員) 死者 22 人, 行方不明者なし
 - 施設被害 学校関係：1,772 校 1,878 億円

II 平成 23 年度東日本大震災における学校等の対応に関する調査（宮城県分）結果概要

- ① 地震被害など（地震による被害状況と対応及び安全管理・防災教育の実施状況）
- ② 津波被害など（津波による被害状況と対応）
- ③ 避難所運営など（避難所運営状況）

不測の事態を想定した危機管理体制が未整備の部分もあったことや、津波に対しての日頃の備えが不十分であった等の課題が浮き彫りとなった。

III 調査結果等からの課題と対策

明らかになった課題と対策のポイントや留意点を記載

IV 後世に伝えたい「8つ」の教訓

- 1 安全体制組織は年度更新
防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践！
(子どもたちの命を守る積極的な話し合いと役割分担等の確認)
- 2 「ありえない」はありえない① 避難訓練はあらゆる想定で
これまでの避難訓練の見直し！
(津波等あらゆる災害を想定し、授業時間以外も含めた避難訓練の実施)
- 3 「ありえない」はありえない② 避難場所の確保は具体的に複数準備（マニュアルの自校化）
二次災害に対応した、避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認！
(これまでの想定にとらわれない安全を確保する避難場所・避難経路)
- 4 自動車・テレビより災害時は自転車・ラジオが便利
状況に応じた安否確認マニュアルの設定！
(停電時を想定した通信手段の検討)
- 5 保護者への引き渡しは安全策とは限らない
保護者と引き渡しルールを事前に確認！
(子どもたちや保護者の命を守る引き渡し方法の確認)
- 6 防災は、知恵をしばって地域とともに
市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営！
(地域に根差した防災体制・備蓄品等の整備と関係部局との役割分担)
- 7 防災は、子どもも大人も日頃の備え（防災意識の一層の内面化）
登下校中及び在宅時の避難対応の指導！
(いつでも、どこでも避難できる場所の設定・確認と家族との約束事の確認)
- 8 「心の寄り添い」をみんなの手で
学校を中心とした専門家による心のケア！
(発災後 2・3 年先を見据えた継続した子どもたちと教職員の心のケア)

第2章 学校安全

I 学校安全

1 学校安全の法的な位置付け

「学校保健安全法」(H21.4)は、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施に資することを目的としている。

2 学校安全の構成・構造

学校安全は、「安全教育」と「安全管理」そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

3 三段階の危機管理

日常・災害発生時・災害発生後の危機管理により取組を行う。

4 学校安全の三領域

「災害安全」、「交通安全」、「生活安全」(防犯を含む)の3つの領域に分ける。

II 学校安全担当者

1 防災主任・防災担当主幹教諭の配置と役割

2 学校安全担当教諭等の役割

第3章 安全教育・安全管理・組織活動

I 安全教育

学校における安全教育を通して身に付けさせたい力と心

- 自らの身を守り乗り切る力(自助)
- 知識を備え行動する力(自助)
- 地域の安全に貢献する心(共助・公助)
- 安全な社会に立て直す力(共助・公助)
- 安全安心な社会づくりに貢献する心(公助)

1 安全教育の目標

2 発達段階における安全教育を通して身に付けさせたい力と心

3 必ず身に付けさせたい事項と内容

(1) 災害安全

1 火災時の安全 必ず身に付けさせたい事項、具体の指導内容と指導時期等の例(抜粋)

(1)火災発生時の対応		指導時期等						主な指導場面		
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中		高	特支
				低	中	高				
①	火災が発生したときの危険について知る。	1)平成22年度の火災による全国の死者は1,738人であり、宮城県では33人となっている。				○	◎	◇	行	
		2)火災による死者は午前1時から午前6時までの間に多い。				○	◎	◇	行	

(2) 交通安全 (3) 生活安全(防犯を含む)

II 安全管理

1 学校環境の安全管理

学校保健安全法第27条及び学校保健安全法施行規則第28条において、毎学期1回以上は、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検を行わなければならない。

2 安全管理の対象

(1) 校舎内等 (2) 校舎外等

3 三領域の安全管理

(1) 災害安全 事項と内容の例(抜粋)

事項	内容
学校防災マニュアル作成・点検	・第二避難場所、第三避難場所の設定をする。 ・地域の特性を考慮する。 ・地域と関係機関との連携を図る。

(2) 交通安全 (3) 生活安全(防犯を含む)

Ⅲ 組織活動

学校安全について、常日頃から、地域及び各関係機関・関係団体との連携体制を整備・確認しておくことが重要である。「災害安全」のみならず、「交通安全」「生活安全」の領域においても同様に、学校と家庭、地域関係機関との密接な情報交換・連携が求められる。

- 1 校内の組織体制
- 2 教職員の共通理解と校内研修
- 3 家庭、PTAとの連携
- 4 地域社会や地域関係機関・団体との連携
- 5 地域学校安全委員会等の組織

第4章 学校安全計画

「学校安全計画」の策定手順としては、まず、各学校の学校安全にかかる取組の全体像を表す「全体計画」を策定し、その上で、「全体計画」を受け、安全教育・安全指導の内容と安全管理の内容とを統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な計画として、「年間指導計画」を策定することが望ましい。

I 学校安全計画の策定

Ⅱ 学校安全計画の策定にあたって

- (1) 学校安全全体計画策定手順 (2) 学校安全年間計画策定手順

Ⅲ 学校安全全体計画

Ⅳ 学校安全年間計画の内容

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（知的）高等部別の内容を一覧表に整理

第5章 評価

児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、「学校安全計画」に定められている内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど取組状況について定期的に振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し、見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが求められる。

I 学校安全計画の評価・見直し

Ⅱ 安全教育の評価

安全教育の主な評価項目 **評価票の例（抜粋）**

【安全教育の目標】 災害安全教育・交通安全教育・生活安全教育それぞれで行う。	チェック
安全教育のチェックポイント	
・日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止について理解できたか。	
・現在及び将来に直面する三領域の安全上の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。	

Ⅲ 安全管理の評価

Ⅳ 組織活動の評価

組織活動の主な評価項目 **評価票の例（抜粋）**

【組織活動の目標】	チェック
教職員の役割と校内体制のチェックポイント	
・「災害安全」「交通安全」「生活安全」の面から全教職員それぞれの役割を分担しているか。	
・校務分掌、校内規定等において、教職員の役割分担と責任が明確になっているか。	
・学校安全に関する実施計画の策定、安全活動の企画、調整、評価について、チーフとなる教職員を校務分掌の中で明確にしているか。	

第6章 心のケア

I 心のケアとは

危機的出来事などに遭遇したために発生する心身の健康に関する多様な問題を予防すること、あるいはその回復を援助する活動を心のケア（活動）という。心のケアを行うには、人間の心身のメカニズムや回復を援助する方法について正しい知識をもつことや、人間の心を大切にすることが必要である。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 事件・事故災害時における心のケアの意義 | 5 組織的な対策 |
| 2 心のケアと学校の役割 | 6 平常時の心の健康づくり |
| 3 事件・事故災害時における心のケアの基本的理解 | 7 教職員の心の健康管理について |
| 4 事件・事故災害時における心のケアの留意点 | 8 関係機関との連携 |

第7章 学校防災マニュアル作成のポイント

I 学校防災マニュアルとは

学校保健安全法第29条に基づき、各学校においては「危険等発生時対処要領」を策定することとなっている。

この「危険等発生時対処要領」は、各学校においては、「防犯マニュアル」「不審者対応マニュアル」「災害発生時対応マニュアル」等、危険の対象毎に分けられ、整備されることが多い。

本指針では、地震等の災害に対する「危険等発生時対処要領」を「学校防災マニュアル」と呼び、本章において東日本大震災での教訓を踏まえた、その作成のポイントについて示すとともに、別冊資料として「学校防災マニュアル作成ガイド」を作成した。

II 三段階の危機管理

III 作成のポイント

IV 『学校防災マニュアル』チェックリスト例（抜粋）

No	チェック項目	チェック
作成のポイント1 「できるだけ具体的に定めること」		
1	・教職員の動員体制が記載されているか（教職員連絡網を含む）	
2	・校内災害本部組織と各班の業務内容が明確化されているか	
3	・各班の業務内容が具体的に示され、役割分担が示されているか	

資料

- | | |
|----------------|------------------|
| I 学校安全に関する関係法令 | II 学校安全指導資料一覧 |
| III 心のケアに関する取組 | IV 作成経過及び作成協議会委員 |



別冊「学校防災マニュアル作成ガイド」

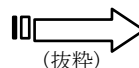
主な特長

1 多様な状況を想定した対応策等を掲載 作成ガイド目次（抜粋）

II-1 大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導	
(1) 在校園時の発生	8
(2) 登下校園時の発生	10
(3) 校園外活動時の発生（学年行事中の発生）	11
(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後子ども教室等）	12
(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）	14

2 避難訓練実施計画例の提示

3 避難所の設置・運営にかかる協力（学校園が避難所となる際の対応）の提示



4 緊急連絡カード及び避難確認カードの例の提示

